

報告第8号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和6年3月31日処分）

令和6年6月5日提出

筑西市長 須藤 茂



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 31 日公布）

令和 6 年 3 月 31 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月31日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第18号

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

筑西市都市計画税条例（平成17年条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附則第6項の見出しを「（法附則第15条第32項の条例で定める割合）」に改め、同項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項の見出しを「（法附則第15条第37項の条例で定める割合）」に改め、同項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8項の見出しを「（法附則第15条第42項の条例で定める割合）」に改め、同項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第10項の前の見出しを「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第11項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項及び第13項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度

までの各年度分」に改める。

附則第 14 項及び第 15 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 16 項の見出しを「（農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 19 項中「附則第 11 項、第 12 項」を「附則第 12 項」に改める。

附則第 20 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の筑西市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

筑西市都市計画税条例の一部改正（概要）について

1 改正理由

令和6年度税制改正に伴い、筑西市都市計画税条例について所要の措置を講じるもの。

2 改正内容

項番	改正条文	条文の見出し	地方税法 対応条文	改正の概要
1	附則第5項	法附則第15条第32項の条例で定める割合	法附則第15条第32項	法律改正にあわせて改正（項ズレの反映） 条例の項ズレによる改正
2	附則第6項	法附則第15条第37項の条例で定める割合	法附則第15条第37項	法律改正にあわせて改正（項ズレの反映） 条例の項ズレによる改正
3	附則第7項	法附則第15条第38項の条例で定める割合	法附則第15条第38項	法律改正にあわせて改正（居心地が良くあるきたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設）
4	附則第8項	法附則第15条第42項の条例で定める割合	法附則第15条第42項	法律改正にあわせて改正（項ズレの反映）
5	附則第10項	法附則第25条の条例で定める割合	法附則第25条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
6	附則第11項	用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例	法附則第21条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
7	附則第12項	法附則第25条の条例で定める割合	法附則第25条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
8	附則第13項	法附則第25条の条例で定める割合	法附則第25条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
9	附則第14項	法附則第25条の条例で定める割合	法附則第25条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
10	附則第15項	法附則第25条の条例で定める割合	法附則第25条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
11	附則第16項	農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例	法附則第26条	法律改正にあわせて改正（年度更新）
12	附則第19項	商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額	法附則第27条の4	法律改正にあわせて改正（年度更新）
13	附則第20項	住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額	法附則第27条の4の2	法律改正にあわせて改正（年度更新）

※ 施行日の記載がない条文は、令和6年4月1日施行